

移転料の支給に関するQ&A  
(Ver.3.0)

令和2年12月  
最高裁判所事務総局人事局総務課  
最高裁判所事務総局経理局監査課

区分	No.	テーマ	質問	回答	備考
1	1	運用内容等	移転料とは何か。	赴任の際に支給される赴任旅費のうち、赴任に伴い住所又は居所の移転を行う場合に、家財道具の移転費用等を賄うために支給される旅費である。	旅費法第2条第1項第7号、第6条第9項
1	2	運用内容等	移転料の法定額とは何か。	旅費法第23条に定められた移転料の額をいう。旧在勤地から新在勤地までの路程等に応じた額とされている(同法別表第1の二)。	「国家公務員等の旅費に関する法律における移転料の定額の目安」(参考)
1	3	運用内容等	令和2年3月22日以前の異動等における移転料の取扱いはどのような内容であったか。	旅費法第23条に定められた定額(法定額)が支給されていた。	
1	4	運用内容等	令和2年3月23日以降の異動等における移転料の取扱いはどのような内容か。	移転料について、法定額ではなく、職員が実際に出捐した実費(対象外経費を除く)(※)を支給するものである。 ただし、実費が法定額の3倍を超える場合は、財務大臣と別途協議の上、個別に判断することになる。実費が法定額を下回る場合についても、法定額ではなく実費を支給する。 ※引越業者に依頼する場合=最安値(対象外経費を除く)な業者の見積額を支給することになる。	
1	5	運用内容等	実費が法定額を上回る場合に、実費額まで増額して支給できる根拠は何か。	旅費法第46条第2項に基づく、旅費の増額調整である。	
1	6	運用内容等	実費が法定額を下回る場合に、実費額まで減額して支給できる根拠は何か。	旅費法第46条第1項に基づく、旅費の減額調整である。	
1	7	運用内容等	実費が法定額の3倍を超える場合は、どのように取り扱われるのか。	財務大臣と別途協議の上、個別に判断することになる。	
1	8	運用内容等	異動発令日後の赴任に伴う転居のため、内示後、異動発令日前に家財道具等を旧住居から搬出し、新住居に搬入する作業を行った場合には、移転料の支給の対象となるか。	赴任に伴う転居のためであれば、原則として移転料の支給の対象となる。ただし、異動発令日より相当期間前に作業を実施する場合(※)には、担当部署に連絡してもらいたい。 ※ 例 4月1日発令予定→3月中旬搬出作業	
1	9	運用内容等	対象外経費について説明してもらいたい。	別添「対象外経費」とおりである。	
1	10	運用内容等	今回の取扱いの変更における法定額の3倍を算出するに当たり、「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について(蔵計第922号)」で定める沖縄・本土間の異動に伴う加算はどのように取り扱われるのか。	法定額の3倍を算出するに当たっては、同運用方針に定める加算は行わない。実費が法定額の3倍を超える場合は、財務大臣と別途協議の上、個別に判断することになる。	

区分	No	テーマ	質問	回答	備考
2	1	引越業者を利用する場合	移転料の支給を受けるために必要な要件は何か。	◎引越業者と契約する場合には、3社以上から内訳の分かる見積書を取得し、見積書を取得した業者の中から契約する必要がある。 ◎見積書を取得した業者の中、契約した業者から、支払額を証明できる領収書等を受領し、3社以上の見積書、移転料精算金額確認書及び他の必要書類と併せて提出する必要がある。	
2	2	引越業者を利用する場合	支給される移転料は、契約業者の見積金額となるのか。	3社以上の見積額のうち、最安値(対象外経費を除く)な業者の見積額が支給される(※)。 なお、最安値(対象外経費を除く)な業者の見積額が移転料の法定額の3倍を超える場合は、財務大臣と別途協議の上、個別に判断することになる。 ※最安値(対象外経費を除く)な業者に依頼した場合は、その見積額が支給されるが、それ以外の業者に依頼した場合は、最安値な業者の見積額が支給の上限となる。	
2	3	引越業者を利用する場合	見積りを依頼する引越業者は、指定されるのか。	引越業者を指定することはないと想定してよい。 ただし、国費の適正支出の観点から、引越しに当たっては、職員において可能な限り経費節減に努めてもらう必要がある。	
2	4	引越業者を利用する場合	3社以上とも同じ条件(見積内容、引越日等)で見積りを依頼する必要があるか。	3社以上の見積額を比較するため、見積りの前提となる条件は可能な限り統一してもらう必要がある。なお、繁忙期等で同一の引越日によることができない場合は、近接した引越日の見積りとなることもやむを得ない。	
2	5	引越業者を利用する場合	実費が法定額を下回る場合であっても、3社以上の見積書を提出する必要があるのか。	移転料の支給要件として、3社以上の見積書が必要であることから、実費が法定額を下回る場合であっても提出を求める事となる。	
2	6	引越業者を利用する場合	3社以上の見積書を取得する以前に(すでに見積書を取得した)引越業者と契約した場合、さらに見積書を取得する必要があるのか。	契約業者の見積書に加えて、2社以上から見積書を取得する必要がある。なお、この場合、移転料としては、3社以上の見積書の中で最安値(対象外経費を除く)な業者の見積額が支給される。 なお、最安値(対象外経費を除く)な業者の見積額が法定額の3倍を超える場合は、財務大臣と別途協議の上、個別に判断することになる。	
2	7	引越業者を利用する場合	見積書を取得していない引越業者と契約してもよいか。	契約業者が作成する見積書は必要である。 当該業者に見積書の作成を依頼してもらいたい。	
2	8	引越業者を利用する場合	見積書の様式が分からず、見積書の内訳はどの程度を記載する必要があるのか。	見積書の様式は移転料ハンドブック9頁を参照されたい。 見積書には、引越業者が行う作業内容に応じた運賃等が記載されている必要がある。また、作業内容等に「対象外経費」が含まれる場合には、これが区別されている必要がある。	
2	9	引越業者を利用する場合	引越業者が見積書を作成してくれない。	国土交通省において、消費者保護対策として標準引越運送約款を定めており、ほとんどの運送業者がこれを適用している。同約款では運賃等の合計額及びその内訳を記載した見積書を作成することが明記されているため、引越業者に対し、約款の内容を確認の上、見積書の作成を依頼してもらいたい。	

区分	No	テーマ	質問	回答	備考
2	10	引越業者を利用する場合	引越業者が見積額の内訳を記載した見積書を作成してくれない。	<p>国土交通省において、消費者保護対策として標準引越運送約款を定めており、ほとんどの運送業者がこれを適用している。同約款では運賃等の合計額及びその内訳を記載した見積書を作成することが明記されているため、引越業者に対し、約款の内容を確認の上、内訳の分かれる見積書の作成を依頼してもらいたい。</p> <p>やむを得ず内訳を記載した見積書を取得できなかった場合には、電話等により、見積書と同等の内訳を聽取した上で、その内容(日時、業者名、担当者名、連絡先、回答内容等)を理由書に記載して提出する必要がある。</p>	
2	11	引越業者を利用する場合	共済組合で契約している福利厚生サービスやKKRの引越業者による見積りでもよいか。	必要事項の記載があれば見積書として取り扱う。	
2	12	引越業者を利用する場合	実地による見積りが難しい場合、実地によらない見積りによる見積書でもよいか。	見積書は、一般的には実地による見積書が想定されるが、引越業者が実地の見積りを行わない等の事情がある場合には、必要な内訳が記載されていれば実地によらない見積りでも足りる。	
2	13	引越業者を利用する場合	メタサーチサイトを通じて見積りを依頼した引越業者からメールで回答を受領した場合には、同メールは見積書として取り扱われるのか。	移転料ハンドブック9頁に掲載された見積書様式と同程度の見積り内容であれば、必ずしも様式は問わない。 ただし、指定日時の記載のないもの、運搬する荷物が網羅的に記載されていないもの、最も安価なプランであることが明らかでないもの等については、追加で確認を依頼してもらうことになる。	
2	14	引越業者を利用する場合	単身パック(※)で引越しをする場合には、3社以上の見積書を提出する必要があるのか。 ※決まったサイズのコンテナボックス等に積んセパッキングする単身者向けの引越しサービス	原則として3社以上の見積書を提出する必要がある。 なお、依頼した引越業者については見積書「単身パック」である旨が明記されている必要がある。)は必要であるが、その他の引越業者(2社以上)については、ウェブサイト等に単身パックの定額料金が公表されている場合には、当該定額料金表に加え、依頼する家財道具の量を前提とした引越代金等を詳しく説明した理由書を提出することでも足りる。	
2	15	引越業者を利用する場合	引越業者が見積りに応じてくれない等といった事情により、3社以上の見積書を取得できない場合には、どうすればよいのか。	取得できた分の見積書、メタサーチサイトによる検索結果画面(検索結果等をプリントアウトしたもの等)、理由書等を提出する必要がある。 理由書には、メタサーチサイトの検索結果画面等に表示された引越業者に対する照会等の内容(日時、業者名、担当者名、連絡先、見積額等の詳しい回答内容等)を記載した上で、見積内容が最も安価なプランであればその旨を、そうでなければ最も安価なプランの金額を引越業者に確認することで、最低限の実費であることを明らかにする必要がある。	
2	16	引越業者を利用する場合	個人情報を入力したくない等の理由で、メタサーチサイト等による一括見積りを利用したくない場合はどうすればよいか。	必ずしもメタサーチサイト等の一括見積りを利用する必要はなく、個別に3社以上から適切に見積書を取得すれば足りる。	
2	17	引越業者を利用する場合	3社以上の見積りは、それぞれ別の会社から取得する必要があるのか。例えば、同一会社の異なる営業所の見積りでも足りるのか。	同一会社の異なる営業所による見積りは、ほぼ同一の見積り内容になると考えられ、経費削減につながないと考えられるため、原則として認められない。	

区分	No	テーマ	質問	回答	備考
2	18	引越業者を利用する場合	見積額(総額)から値引きが行われた場合には、値引額はどのように取り扱われるのか。	支給対象経費と支給対象外経費で割引額を按分し、支給対象額を算出することになる。	
2	19	引越業者を利用する場合	対象外経費を含んだ引越代金に掛かる消費税はどのように取り扱われるのか。	支給対象経費と支給対象外経費の割合で消費税を按分し、支給対象額を算出することになる。	
2	20	引越業者を利用する場合	見積りの時点で予定しなかった荷物を追加したところ、別途費用が追加されたため、見積額を超えた引越代金を支払った場合には、(従前取得した見積書に加え)見積額より増額された支払代金が記載された領収書を提出すればよいか。	領収書は(実際に支払った)支払代金が記載されたものを提出する必要がある。 国土交通省において、消費者保護対策として標準引越約款を定めており、ほとんどの運送業者がこれを適用している。同約款では見積りを行った後に作業内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて請求書(見積書が請求書と兼ねた書式となっている場合は、見積書。以下同じ。)に所要の修正を行うことが明記されている。従って、基本的に請求書と領収書の金額は一致することになる。 しかし、見積り後に変更が生じ、請求書と領収書の金額の乖離についてどのような経費の変更によるものかを確認できる資料(具体的に事情を記載した理由書等)を提出する必要がある。 なお、見積書の内容に変更が生じた場合について、他社の見積書の取り直しを求めるものではない。	
2	21	引越業者を利用する場合	職員本人ではなく、家族名義で発行された見積書でもよいか。	原則として、職員本人名義で取得した見積書の原本を提出する必要があるが、職員本人名義の見積書を取得できない場合には、そのやむを得ない事情等を記載した理由書を提出する必要がある。	
2	22	引越業者を利用する場合	(おまかせパック関係) 荷造、荷解を依頼する場合の見積書の取得に関する注意点は何か。	最も安価なプランで見積書を取得した場合、荷造、荷解に係る費用は付帯サービス(オプション)として別途計上されることが通常と考えられる。 最も安価なプランで見積書を取得していない場合、または、荷造、荷解に係る費用が見積書中に具体的に明示されていない場合には、合理的な方法で対象外経費を除外する必要があるため、おまかせパックを利用して引越しを行う場合であっても、荷造、荷解を依頼しない最も安価な業者の最も安価なプランによる見積書も併せて取得する必要がある。	
2	23	引越業者を利用する場合 (対象外経費関係)	(おまかせパック関係) 荷造、荷解を依頼する場合の追加費用について、理由書による説明は必要か。	荷造、荷解に係る追加費用については、引越業者によって、見積書中の記載ぶりが異なるため、(付帯サービスとして見積書でその内訳が明らかにされている場合を除き)同追加費用について引越業者から説明を受けた内容(見積書中の対象となる項目と金額)を記載した理由書を提出する必要がある。	
2	24	引越業者を利用する場合 (対象外経費関係)	(おまかせパック関係) 荷造は引越業者に作業を依頼するが、荷解は自ら行う場合であっても、荷造にかかる追加費用は対象外経費となるのか。 また、荷造は自ら行うが、荷解を引越業者に依頼する場合はどうか。	荷造、荷解の両方を依頼する場合、又はその片方を依頼する場合であっても、これらにかかる追加費用は対象外経費となる。	
2	25	引越業者を利用する場合 (対象外経費関係)	身体的事情により、自ら荷造及び荷解を行うことが困難な場合には、荷造及び荷解にかかる追加費用はどのように取り扱われるのか。	そのような場合には、担当部署に連絡してもらいたい。	
2	26	引越業者を利用する場合 (対象外経費関係)	日時指定の割増料金は、どのように扱われるか。	公務による時間の制約など、やむを得ない事情に限り、割増料金についても支給の対象となるが、引越日時の指定範囲を広げる等の工夫や割増料金の発生しない引越業者を利用するなど、経費節減に努めてもらいたい。 なお、引越業者の取扱いとして、一律に日時指定料金が追加される場合等には、その事情等を記載した理由書を提出する必要がある。	
2	27	引越業者を利用する場合 (対象外経費関係)	引越業者に対し、自転車の運搬を依頼した場合の追加費用は、どのように取り扱われるのか。	対象外経費となる。 ただし、単身パック等の運搬できる荷物に制限があり、生活用の自転車等を別途宅配便等で運搬する必要があるなど、単身パックと生活用の自転車に係る宅配料金の合計額が、3社以上の見積りを行った他の引越業者に委託するよりも安価になる場合を除く。	

区分	No	テーマ	質問	回答	備考
3	1	宅配便を利用する場合	宅配便を利用して引越しを行う場合に必要な提出書類は何か。	<p>宅配便業者の発行する領収書(伝票・レシートを含む。金額、依頼者、荷物の送付先(元)、依頼日、発送個数等が明示されているもの。)及び移転料精算金額確認書を提出する必要がある。</p> <p>少数の段ボールを宅配便で送るなど、明らかに引越業者へ委託するよりも安価になる場合には、引越業者との比較や3社以上の見積書の提出は不要である。一方で、荷物量が多く、送料が高額になる場合には、引越業者の相場と比較して安価であることを示すことが必要となる。</p>	
3	2	宅配便を利用する場合	引越業者へ依頼した部分と宅配便を利用した部分が併存した場合には、どのように取り扱われるのか。	<p>一般的には、引越業者に荷物を一度に全て運搬させることが効率的な引越し方法であり、宅配便等で別途荷物を送付する必要はないものと考えられる。</p> <p>宅配便等を別途利用する場合には、その事情及び必要性を記載した理由書を提出する必要がある。その上で宅配便等を別途利用することが社会通念上やむを得ないと考えられる場合には、全体として最も安価な方法による実費が支給される。</p>	
3	3	宅配便を利用する場合	宅配便を利用した場合、送り状が領収書となることが多いが、移転料の支給に当たっては、送り状の原本の提出が必要となるのか。	送り状の原本の提出が必要である。	
3	4	宅配便を利用する場合	宅配便を利用し何回かに分けて荷物を送る場合、いつまで、又は何回までの分について、移転料が支給されるのか。	回数に制限はないが、社会通念上合理的かつ経済的な方法で行う場合の経費が移転料支給額の上限であり、移転料が赴任に伴う旧住所から新住所への移転に対して支給される旅費であることを踏まえると、社会通念上相当の期間内に送付することが必要である。	
3	5	宅配便を利用する場合 (対象外経費関係)	宅配便で荷物を送付する際、運送保険料(任意)を支払った場合には、どのように取り扱われるのか。	社会通念上妥当と認められる程度の最も安価なプランに付随する保険料であれば、原則として支給対象となるが、対象外経費に掲げる物品に対する保険料など、通常の範囲を超える任意の保険料については対象とならない。	
3	6	宅配便を利用する場合 (対象外経費関係)	仕事上必要な書類・文具類を旧住所から新任庁に郵送した場合には、どのように取り扱われるのか。 また、旧任庁から新任庁(又は新住所)に郵送した場合はどうか。	<p>全体として旧住所から新住所への移転と捉えることが可能であり、社会通念上やむを得ないと考えられる場合には、支給対象となる。なお、旧住所から新任庁に送付する場合には、宅配便業者の発行する領収書(伝票・レシートを含む。金額、依頼者、荷物の送付先(元)、依頼日、発送個数等が明示されているもの。)(※)に加え、必要性等を記載した理由書を提出する必要がある。</p> <p>旧任庁から新任庁(又は新住所)へ送付した場合には対象外経費となる。</p> <p>※領収書の記載により、送付した際の取扱店舗等を確認することになる。</p>	

区分	No.	テーマ	質問	回答	備考
4	1	自家用車、レンタカー等を利用する場合	自家用車、レンタカー等を利用して引越しを行う場合に必要な提出書類は何か。	<p>自家用車、レンタカーを利用して引越しを行う場合には、レンタカー代、ガソリン代、高速道路利用料等が実費で支給されるため、支出した代金の領収書(レンタカー代金の領収書は、借入期間、車種、オプション等が最低限であることが分かる内訳が記載されたもの)、理由書(※)及び移転料精算金額確認書を提出する必要がある。</p> <p>明らかに引越業者に委託するよりも安価になる場合には、引越業者との比較や3社以上の見積書の提出は不要である。ただし、社会通念上不適当な請求に対しては、全額支給できない場合があるため、注意してもらいたい。</p> <p>※引越作業を行った際の日時、走行経路、走行距離、これに対応するガソリン消費量(代金)、積み込んだ荷物の内容等を詳しく記載したもの</p>	
4	2	自家用車、レンタカー等を利用する場合	社会通念上不適当な請求として、全額支給できない場合とは、どのような例が考えられるか。	<p>あくまで例示であるが、以下の事例においては、全額支給できないことが考えられるため、注意してもらいたい。</p> <p>(例1)レンタカーを利用する際に、引越しに適さない車種を高額で借りた場合</p> <p>(例2)レンタカーを使って、私事旅行を行った場合(必要以上に長くレンタルした場合)</p> <p>(例3)自家用車を利用する際に、引越し以外の日常生活でガソリンを消費した状態で満タンまで給油し、ガソリン代の全額の請求を行った場合</p> <p>(例4)明らかに経済的な経路でない高速道路利用料が含まれている場合</p> <p>(例5)通常引越しに必要としない不用なレンタカーのオプションサービスを含んだ請求を行った場合</p> <p>(例6)荷物の運搬に複数回の往復が必要な場合であって、引越し業者の相場よりも高額となる場合</p>	
4	3	自家用車、レンタカー等を利用する場合	高速道路等の有料道路の利用はどのように取り扱われるのか。	高速道路等の有料道路の利用が社会通念に照らして妥当であり、最も経済的な通常の経路の選択であるということであれば有料道路料金が支給される。	
4	4	自家用車、レンタカー等を利用する場合	高速道路を利用する場合の領収書に必要となる記載は何か。	支払代金に加え、利用日、走行区間が記載されている必要がある。領収書に併せて、(必要事項が記載された)ETC利用明細書を提出することでも足りる。	
4	5	自家用車、レンタカー等を利用する場合	ガソリン代を請求する場合に理由書に記載を要する事項は何か。	移動経路等に加え、ガソリン代金の計算根拠(移動距離(km) ÷燃費(km/L) ×ガソリン単価(円/L))を記載する必要がある。	
4	6	自家用車、レンタカー等を利用する場合	自家用車による引越しでフェリーを利用する場合、運転者の運賃は旅費法第17条の船賃に準じた等級を利用する必要があるのか。	自家用車のみで引越しを行う場合で、移転料としてフェリー代を支給する場合には、旅費法上の船賃として支給されるわけではないため、利用したフェリーにおける最低限の運賃が支給される。 なお、移転料ではなく、出頭旅費の対象となる場合には、船賃等の旅費法の規定が適用される。	
4	7	自家用車、レンタカー等を利用する場合	引越業者を利用した上で、自家用車、レンタカー自分で運転して移転した場合には、自家用車、レンタカーにかかる経費はどのように取り扱われるのか。	荷物の運搬は引越業者へ依頼し、旧任庁から新任庁へ自家用車を自ら運転して赴任した場合、最も経済的な通常の経路及び方法で自家用車を自ら運転して赴任する際の経費については、原則として(移転料ではなく)従来どおり出頭旅費として旅費法の規定に基づく支給が検討されることになる。	

区分	No.	テーマ	質問	回答	備考
5	1	領収書	クレジットカード等による支払いのため、領収書を提出できない場合には、どうすればよいか。	支払いの事実を確認できる書類が必要である。クレジットカードの利用明細書や銀行振込の控えなどを提出することでも足りる。	
6	1	扶養親族等に関する事項	赴任に伴う引越しに際し、扶養親族ではない者が含まれている場合には、引越業者作成の見積書等により、職員本人分(扶養親族分含む)の引越代金が合理的に切り分けられる場合には、その実費を支給し、合理的な切り分けが困難な場合には、全額の実費に一定の割合を乗じた額を支給することになる(※)。	※ 職員本人分として全体の実費の2分の1に相当する額を支給し、その余の2分の1は扶養親族及び扶養親族でない者の人数で按分した上、扶養親族分を職員本人分に合わせて支給する。	
6	2	扶養親族等に関する事項	引越業者の見積書等により、職員本人分(扶養親族分含む)の引越代金が合理的に切り分けられる場合とは、どのような場合か。	引越業者の見積書等により引越代金を合理的に切り分けるためには、①職員本人(扶養親族を含む)分、②扶養親族以外の者分、③共有分の荷物を区別した上で、別の見積書等を取得する方法、1通の見積書等中、引越業者において、①②③の明確な切り分けが記載された見積書等(例えば、①②③を区別する形により、それぞれの荷物に付されるポイント数、荷物量又は金額が記載され、これに基づいて職員本人分の実費が計算可能な見積書等)を取得する方法が考えられる。見積書等を作成するに当たっては、職員本人において、引越業者に対し、それぞれの荷物を特定して正確に説明する必要がある。見積書等により合理的な切り分けが行われていることが確認できる場合には、①に加え、③に一定の割合を乗じた額に相当する額(※)を支給することになる。なお、合理的な切り分けについては、職員本人の申述書のみでは認められない。	※職員本人、扶養親族、扶養親族でない者の合計人数で按分した上、職員本人及び扶養親族分に相当する額
6	3	扶養親族等に関する事項	引越業者作成の見積書等により、職員本人分(扶養親族分含む)の引越代金の合理的な切り分けが困難な場合において、以下の事例1～3の場合の移転料の支給額は、どのように取り扱われるのか。  【事例1】 扶養親族ではない配偶者のみを帯同して引越しする場合  【事例2】 <移転前> 家族3名同居(職員本人、配偶者(扶養親族ではない)、子ども(職員本人の扶養親族)) <移転後> 家族3名で新住居に引越し、引き続き同居  【事例3】 <移転前> 家族3名同居(職員本人、配偶者(扶養親族ではない)、子ども(扶養親族ではない)) <移転後> 家族3名で新住所に引越し、引き続き同居	【事例1】 配偶者が国家公務員であり、職員本人と同時期に異動発令がされている場合を除き、全体の実費の1/2を支給することになる。  【事例2】 配偶者が国家公務員であり、職員本人と同時期に異動発令がされている場合を除き、職員本人分である全体の実費の1/2に加え、子ども分として全体の実費に $1/2 \times 1$ (子ども)/ $2$ (子ども+配偶者)を乗じた額を支給することになる。  【事例3】 配偶者が国家公務員であり、職員本人と同時期に異動発令がされている場合を除き、職員本人分である全体の実費の1/2を支給することになる。	

区分	No.	テーマ	質問	回答	備考
7	1	その他 (エアコン・ガス器具の着脱作業)	エアコン、ガス器具の着脱作業について、引越業者ではなく、専門業者が行った場合には、どのように取り扱われるのか。	専門業者が行った場合であっても、移転料の支給対象となる。この場合には、原則として3社以上の見積書の提出は必要ないが、不要に高額な料金で契約することのないよう、注意してもらいたい。	
7	2	その他 (エアコン・ガス器具の着脱作業)	エアコン、ガス器具の着脱作業以外の作業に関する費用(ホース交換(延長)、コンセント交換等)は、どのように取り扱われるのか。	着脱作業以外の費用は、対象外経費となる。	
7	3	その他 (エアコン・ガス器具の着脱作業)	新規購入したエアコンの新住所における取付費用は、どのように取り扱われるのか。	エアコンの着脱費用は、旧住所において利用していたエアコンを新住所に移設する場合に限って支給される。エアコンを別途購入して新住所で取付け等を行う場合の費用については、対象外経費となる。	
7	4	その他 (新規購入家具等 配送料)	家具、家電等を購入して購入店舗から新住所へ直接配送する場合の配送料はどう取り扱われるのか。	移転料は旧住所から新住所への「移転」に対して支給されるものであるため、生活物品の購入に伴う配送料は、対象外経費となる。	
7	5	その他 (家具・家電等の 移転時の引取料)	旧住所においてレンタルしている洗濯機、冷蔵庫、家具等の引取料金はどう取り扱われるのか。	引取料金はレンタルに要する費用に含まれるため、対象外経費となる。	
7	6	その他 (一時保管等)	過去の単身赴任で使用していた家財道具を現在の住所地(旧住所)でない実家等に保管している場合、当該保管場所から単身赴任先(新住所)に家財道具を送付する費用(引越代金、宅配便料金等)は、どのように取り扱われるのか。	原則として、旧住所から新住所への引越しのみが赴任に伴う住所の移転であり、移転料支給の対象となる。そのため、旧住所以外の場所(第三地)から家財道具を送付する経費は、基本的に支給対象外となる。 第三地から家財道具を送付する場合には、事前に担当部署に照会してもらいたい(※)。 ※実家等が旧住所の隣家であるなど、実質的に同一地と考えられる場合であっても、照会してもらいたい。	
7	7	その他 (一時保管等)	単身赴任を終え自宅(新住所)に戻ることになったが、家財道具を自宅(新住所)で使用する予定はなく、保管スペースもないことから、実家に保管する場合、実家へ家財道具を送付する費用(引越代金、宅配便料金等)は、どのように取り扱われるのか。	原則として、旧住所から新住所への引越しのみが赴任に伴う住所の移転であり、移転料支給の対象となる。そのため、新住所以外の場所(第三地)へ家財道具を送付する場合の経費は、基本的に支給対象外となる。 ただし、新住所への居住が義務付けられる場合であって、旅行命令権者が新住所の性質上、新住所以外の場所(第三地)への荷物の送付が社会通念上やむを得ないと認められる場合については支給対象となる。 第三地へ家財道具を送付する場合には、事前に担当部署に照会してもらいたい(※)。 ※実家等が新住所の隣家であるなど、実質的に同一地と考えられる場合であっても、照会してもらいたい。	